

「海技免状・小型船舶操縦免許等の弾力的な運用について」

1. 弾力措置の期間及び対象

今般の台風第19号による関係地域住民への影響の大きさにかんがみ、災害救助法が適用される市町村に住所地を有する者及びその他やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は小型船舶操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならないところ、1年を超えていても申請できるようにします。

(2) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の更新申請

被災日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する者のうち、その更新申請時において、有効期間が満了してしまっている者については、有効期間満了日に更新申請があったものとみなします。

この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行おうとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

- ① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、有効期間満了日に講習を修了したものとみなす。
- ② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現に有する海技免状又は操縦免許証を打抜のうえ、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを貼付します。この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いいたします。新たな海技免状又は操縦免許証は更新講習の修了証明書と引き替えに交付します。
- ③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった者のうち、更新申請時まで、更新講習を修了した者は、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなします。

(3) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の再交付申請

① 失効再交付申請

海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は再交付申請日より前3月以内に修了しなければならないところ、申請日において、3月を超過しているものは、申請日に講習を修了したものとみなします。

② 滅失再交付申請

海技免状又は操縦免許証を自宅等に保管しており、取りに戻れない者などについても、本人確認のうえ、滅失再交付として申請できるようにします。

なお、自宅等に保管している海技免状又は操縦免許証は、後日速やかに返納をお願いします。

(4) 海技試験の申請

令和元年10月定期海技試験に受験申請した者のうち、災害の影響により一科目でも受験することができなかつた旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む申請書類一式を返却します。この場合、返却された海技試験申請書を除く申請書類は、令和2年2月及び令和2年4月定期海技試験に限り有効なものとして使用できるものとします。(例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等)

また、受験を予定していた試験会場に来所することが困難な受験者については、他の試験会場で受験を希望する旨の申し出があれば、受験票等の控え又は本人確認ができる書類を持参いただくことにより、他の試験会場での受験が可能となります。

(5) 乗組み基準の特例許可の申請

大型船舶を被災者の方々の入浴・宿泊等に供する場合、乗組み基準の特例許可の申請手続きについて、提出書類を簡略化し、早急に許可を行います。

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

関東運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 電話 045-211-7232 FAX 045-201-8794
--